

平成16年9月17日

社団法人 日本貿易会

日本機械輸出組合

社団法人 日本プラント協会

社団法人 海外建設協会

イラク向け民間債権に関する要望

対イラク民間債権につきましては、当団体会員企業の債権ポジションの把握に努め、無付保債権の元本が約2400億円及び付保債権の欠目分が約1100億円と推定されておりますが、イラクに未だ本格政権が発足していない現状では、民間企業としては具体的な債権回収に向けた行動を取るすべもなく、パリクラブやG8等の場におけるイラクの対外債務問題に関する議論の進捗状況を大きな関心をもって注視せざるをえない状況であります。

対イラク公的債権の回収とイラク復興支援は車の両輪であることは論を俟たないところであり、日本政府におかれましては、今後の具体的対応策について、鋭意検討中の段階と存じますが、対イラクの民間債権につきましても、その実態を十分ご認識いただき、民間債権の回収に資する方向で適切なご指導、ご支援を賜りたいと存じます。

つきましては、下記事項につきまして格別のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 民間債権と公的債権との関係につきご理解賜りたい。

わが国の民間債権は元本だけでなく、金利、遅延損害金が含まれること、加えて付保債権の欠目は公的債権として民間には交渉余地がないにもかかわらず、民間リスクであることを認識していただきたい。この民間債権は、公的債権交渉における債権削

減率および遅延損害金の計算により大きく影響を受けるので、日本政府におかれては、交渉に際して慎重に対応していただきたい。

2 . 1990 年の 2 国間協定 (オイル・スキーム) の枠組みによる民間債権について再認識していただきたい。

わが国の民間債権は、他の債権国と異なり、オイルスキームという 1990 年の 2 国間協定による債権回収の合意が存在し、民間企業は、日本政府の指導により、当時、取り纏め役の東京銀行に、民間債権の詳細および回収に関する委任状を提出している事実を再認識していただきたい。民間企業としては、イラク側当事者と個々の債権突合を行い、個別に回収交渉を進めることは極めて困難な状況にあるため、日本政府におかれては、イラク政府に対してオイルスキームによる債権突合と時効の不適用についてご確認いただき、これを出発点として、すべての民間債権が円滑に回収されるよう格別の配慮と協力をお願いしたい。

3 . パリクラブなどにおける国際交渉の進捗状況に関し、民間側にも適宜、継続的に情報提供していただきたい。

以 上